

付編 2 : 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の 42 市町村である。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

府に係る地震・津波防災に関し、府・市町村をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第 3 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第 2 章 地震発生時の応急対策等

第 1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 第 1 章 活動体制の確立」によるものとする。

第 2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「災害応急対策 第 1 章 活動体制の確立～第 8 章 社会

環境の確保」によるものとする。

第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 津波からの防護

津波からの防護については、「災害予防対策 第 3 章 災害予防対策の推進」によるものとする。

第 2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「災害応急対策 第 2 章 情報収集伝達・警戒活動」「災害応急対策 第 4 章 避難行動」によるものとする。

第 3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「災害応急対策 第 3 章 消火、救助、救急、医療救護」「災害応急対策 第 5 章 交通対策、緊急輸送活動」によるものとする。

第 4 章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策 第 2 章 地域防災力の向上」「災害応急対策 第 2 章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。

第 5 章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「災害予防対策 第 3 章 災害予防対策の推進 第 2 節 地震災害予防対策の推進」参照）

